

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 96 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 7 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

外国人所有資産登録制度の発効（外資規制）

外資買収法規則の改正によって、2023 年 7 月 1 日以降に発生する一定の行為や事象について、外資買収法上の「外国人（foreign person）」および「外国人」となったオーストラリア法人は、新たな報告義務を負うことになりました。これは、一定の投資行為等について外資審議委員会（FIRB）に事前の届出を行ってその承認を得るという今までの義務に追加されたものです。

外国人は、オーストラリアの企業や事業または土地に関する権利に関して、2023 年 7 月 1 日以降に発生する一定の行為や事象について、「外国人所有オーストラリア資産登録簿（Register of Foreign Ownership of Australian Assets）」を管理する「国税局（Commissioner of Taxation）」に通知する必要があります。このような通知は、オーストラリア国税庁（ATO）が管理するオンラインのポータルを通して行うこととされていますが、登録対象となる行為や事象が発生してから 30 日以内に通知する必要があり、期間内に通知しないと民事罰が課されることとなります。

本稿では、これら改正の内容について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)及び[動画解説](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

サステナビリティ及び気候変動に関連する情報の開示義務の導入の可能性について（環境）

気候変動に関する国際連合枠組条約（COP）の下で創設された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、国際財務報告基準（IFRS）の要件として、サステナビリティ及び気候変動に関連する情報開示を求める方針を発表し、これに応じて豪州政府も上記情報に関する開示義務の導入を検討しており、今後は以下のような情報について開示が求められる可能性があります。

- サステナビリティに関する組織のガバナンス体制
- サステナビリティが与える影響とその対策に関する企業戦略
- サステナビリティに関する評価やモニタリング等のリスクマネジメント
- 上記に関する具体的なターゲットの設定及びその方法

本稿では、これらの詳細について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ジョイントベンチャーの事業活動における債務不履行時の権利について（エネルギー・資源）

エネルギー・資源業界では事業活動に多大なコストが伴うことから、複数社で共同操業することで費用やリスク負担を分散させますが、昨今の高インフレによる操業コスト等の増加に鑑み、仮にパートナー企業が債務不履行となった際に有する契約上の権利について、以下のような条項を確認する重要性が高まっています。

- 希薄化条項（Dilution clauses）
- 強制売却/バイアウト条項（Compulsory sale (Buy-out) clauses）
- 権利喪失・没収条項（Loss of rights, Forfeiture clauses）
- クロスセキュリティ（Cross security）

本稿では、これらの詳細について考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士 の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

従業員の不正行為への対応（ガバナンス）

従業員による不正行為が発覚した際の対応について、主な内容を概説します。

- 社内リーガル部門を中心とした調査体制の確立、証拠の情報収集
- 身元信用保険（Fidelity Insurance）の確認
- 不正行為者への事実確認
- 訴訟手続き・損害賠償請求の準備
- 第三者（不正行為に関わった者）への損害賠償の可否の確認
- 警察への報告義務の確認（例：NSW 州）、取り調べ・捜査への協力
- 社内外関係各所との連携、レピュテーションリスクへの対応

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

取引制限 (Post-sale restraint) について（競争・消費者法）

事業譲渡契約等において、売主に対して、売却した事業との競合を“合理的な範囲”で制限する条項（Post-sale restraint）が定められることがよくあります。最近の判例では、買主が売主に対して、取引成立後最大 7 年間競合行為を制限する条項の有効性について争われましたが、その制限が合理的な範囲を超えていたとして、当該条項は無効と判断されました。

本事例では、主に以下のような点が議論されました。

- 売主による競合を制限する対象となる“事業”について、将来ビジネスや周辺事業まで含めることは妥当か
- 売主の行為が競合に該当するかは、買主への脅威となる“度合い”で決まるが、その“度合い”が軽微なものであっても該当するか
- 売主による買主の従業員のリクルート行為について、売買成立後も制限することは妥当か
- 制限条項の期間は妥当か

本稿では、上記に関する詳細を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference (2023年3月29日～31日)

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、今年の 7 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されることを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com